

# 補助金関係法令等について

## 目 次

補助金関係法令・規則・・・P 1 ～ P 1 1

福岡市補助金ガイドライン・・・P 1 2 ～ P 2 9

## 補助金関係法令・規則

### ○地方自治法（昭和二十二年四月十七日 法律第六十七号）（抄）

（寄附又は補助）

第二百三十二条の二 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

【松本英昭著「新版 逐条地方自治法 第7次改定版」822項より抜粋】

「『公益上必要がある』か否かは、一応当該団体の長及び議会が個々の事例に即して認定するが、これは全くの自由裁量行為ではないから、客観的に公益上必要であると認められなければならない（行実 昭28, 6, 29）。当該団体としては寄付又は補助を行うに当たっては慎重にその必要性及び効果等について検討を要する。」

### ○福岡市補助金交付規則

#### 第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、法令に特別の定めのあるもののほか、補助金に係る予算の執行について基本的事項を定めることにより、その適正な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、次のとおりとする。

（1） 補助金 本市が交付する補助金及び元利補給金（公共団体に対し交付するもの、

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用を受ける会計から交付するもの及び市長が特に認めるものを除く。）をいう。

(2) 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(3) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

(4) 間接補助金 次に掲げるものをいう。

ア 市以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金の交付の目的に従って交付するもの

イ 元利補給金又は元利の軽減を目的とするアの給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、元利を軽減して融通する資金

(5) 間接補助事業 間接補助金の交付又は融通の対象となる事務又は事業をいう。

（通則）

第3条 補助金に係る予算の執行は、補助金が市税その他の貴重な財源で賄われているものであることに特に留意し、補助金の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならない。

2 市長は、補助金ごとに終期を設けて、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 補助金の交付の目的

(2) 補助事業

(3) 補助金の交付の対象となる経費

(4) 公募を行う補助金にあつては、補助事業者の公募に関する事項

(5) 間接補助金にあつては、間接補助金の交付又は融通に関する事項

(6) その他市長が必要と認める事項

## 第2章 補助金の交付の申請及び決定

（補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、市長に対しその定める期日までに、

次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称、住所及びその営む主な事業
- (2) 補助事業の目的及び内容
- (3) 補助事業の遂行に関する収支計画及び事業計画
- (4) 間接補助金を交付し、又は融通する者にあつては、間接補助金を交付し、又は融通する基準（第6条において「交付基準」という。）及び間接補助事業の実績を審査する基準（同条において「審査基準」という。）
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請は、様式第1号によるものとする。

（補助金の交付の決定）

第5条 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、すみやかに交付の決定をしなければならない。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の調査の結果により補助金を交付することが不適当と認めたときは、すみやかに申請者に対しその旨を通知しなければならない。

（補助金の交付の条件）

第6条 市長は、補助金の交付の決定をする場合には、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこ

と。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

(4) 間接補助金を交付し、又は融通する者にあつては、交付基準に基づく間接補助金の交付又は融通及び審査基準に基づく間接補助事業の実績の審査を行うこと。

2 市長は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還すべき旨の条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前2項に定める条件のほか、必要な条件を付することができる。

#### (決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、様式第2号によりすみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金の交付の申請をした者に通知しなければならない。

#### (申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、様式第3号により市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかつたものとみなす。

#### (事情変更による決定の取消等)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事

業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合

(2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

3 市長は、第1項の規定による補助金の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、次の各号に掲げる経費に限り補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行なうため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

4 第7条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

### 第3章 補助事業の遂行等

（補助事業の遂行）

第10条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令、条例及び規則に基づく市長の処分に従い善良な管理者の注意をもつて補助事業を行なわなければならない、いやしくも補助金の他の用途への使用（利子補給金については、その交付の目的となつている利子の軽減をしないことにより、補助金の交付の目的に反してその交付を受けたことになることを含む。）をしてはならない。

（関係書類の整備）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

（状況報告）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行に関する報告を徴することができる。

（補助事業の遂行命令等）

第13条 市長は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（原則として登記できるものは登記後とし、又補助対象事業が継続して行なわれている場合は、各年度の第4・4半期とする。）又は補助事業の廃止の承認を受けたときには、様式第4号により補助事業の成果を記載した実績報告書に市長の定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第15条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを様式第5号により調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6号により当該補助事業者に通知しなければ

ならない。

（是正のための措置）

第16条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときには、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 第14条の規定は、前項の規定による命令に従つて行なう補助事業について準用する。

（補助金の交付の時期）

第17条 補助金は、第15条の規定により確定した額を補助事業の終了後（補助事業が継続して行なわれている場合には、各年度末）に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上、その事業の終了前（補助事業が継続して行われている場合には、その年度途中）に交付することが適当と認めるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。

2 前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

#### 第4章 補助金の返還等

（決定の取消）

第18条 市長は、補助事業者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令、条例及び規則に基づく市長の処分又は命令に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金の返還）

第19条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（加算金及び延滞金）

第20条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただし、加算金の金額が10円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の規定の適用については、当該補助金が2回以上に分けて交付されているときは、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとみなし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとみなす。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4 補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例（昭和32年福岡市条例第12号）第4条の規定により算出した延滞金を市に納付しなければならない。

5 市長は、第1項又は第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（他の補助金の一時停止等）

第21条 市長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

## 第5章 雑則

（理由の提示）

第21条の2 市長は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

（財産の処分の制限）

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第6条第2項の規定による条件に基づき、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

（1） 不動産及びその従物。

（2） 機械、重要な器具その他重要な資産で市長が定めるもの及びその従物。

第23条 市長は、前条に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

（立入検査等）

第24条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に報告をさせ又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（不当干渉等の防止）

第25条 補助金の交付に関する事務その他補助金に係る予算の執行に関する事務に従事する職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者に対して干渉してはならない。

（雑則）

第26条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号～様式第6号（略）



# 福岡市 補助金ガイドライン

平成 26 年 4 月 1 日改正

財政局財政部財政調整課

## (目次)

はじめに ～ 本ガイドラインの位置づけ ～

### 1. 目的

### 2. 補助金の公募化について

### 3. 要綱の終期設定について

- (1) 終期の設定について
- (2) 終期を迎えた要綱の継続に関する検証
- (3) 継続すると判断した要綱の、継続にあたっての手続き

### 4. 直接補助と間接補助

### 5. その他

- (1) 補助要件，補助額・補助率，補助対象経費，補助対象事業の  
明確化
- (2) 補助金等の費目の適切な選択について
- (3) 明細及び領収書の提出・確認について
- (4) 交付先の決算状況等の確認について

### 6. 補助金交付規則の改正について

|    |                    |
|----|--------------------|
| 参考 | ガイドラインの策定，改正に関する通知 |
|----|--------------------|

## はじめに ～ 本ガイドラインの位置づけ ～

福岡市の平成 25 年度当初予算の補助金は、376 件、総額約 253 億円にものぼります。

本市が実施している各種補助制度の法令上の根拠は、地方自治法第 232 条の 2 の「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」という規定にあります。（個別法に根拠をもつ補助制度もあります。）

補助金は、政策目的を効率的に実現するための有効な手段の一つとして様々な行政分野で活用されてきました。

他方で、補助金はその性質上、その成果や効果が曖昧であること、長年にわたり特定の相手方に交付され続けることによって既得権化しやすいことなどの問題点が指摘されています。

補助金とは、直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であるにもかかわらず、その財源の多くは市民の税金が使われていることから、その必要性について市民への説明責任が果たされ、その理解が十分に得られるものでなければなりません。

このため、本市では法令に定めのあるもののほか、補助金交付事務に共通する基本的な事項を「福岡市補助金交付規則」として定め、補助金等に係る予算執行の適正化を図っています。

しかし、上記規則は補助金交付手続きに関する市全体の包括的な基本的事項を定めたものであり、規則に定めのない事項等について、平成 23 年 9 月の包括外部監査において、補助終期の設定や、公募化の拡大、間接補助の見直しなど、様々な指摘・意見を受けています。

これら包括外部監査の指摘・意見を真摯に受け止め、補助金制度の明確化、公平性・透明性の確保、市民への説明責任を果たすことによる納得感の向上を目的として、本ガイドラインを策定いたしました。

各局・区・室においても、本ガイドライン策定の趣旨を踏まえ、より適切な補助金交付事務に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。



## 1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、平成 23 年 9 月の包括外部監査「福岡市における補助金の執行状況について」の総論部分において、指摘・意見を受けた事項のうち、現在の補助金交付規則に定めのない事項について、新たに取り扱いを定めるものです。

具体的には、以下のとおりです。

### 【補助金交付規則に定めのない事項】（新たな取り扱いをガイドラインとして定めるもの）

（補助金の公募について）

#### 包括外部監査（指摘 1）

- ☆ 公募制の補助金については、補助交付要綱上も公募制であることを明記すべきである。また、補助の趣旨・目的から公募制であるべき補助金の交付要綱が、特定団体に対する交付要綱として規定されている要綱は、直ちに改正・改善の必要がある。

（補助金の終期について）

#### 包括外部監査（意見 3）（意見 7）

- ☆ 補助金交付規則を改正のうえ、交付要綱には終期設定を規定することを義務付け、終期設定の原則化を図ることが必要である。
- ☆ 事業自立化の促進、補助効果の見直し等による定期的な検証を実施すべきである。

（間接補助について）

#### 包括外部監査（意見 8）

- ☆ 実績報告審査の信頼確保のためには、直接補助を原則とすべきであり、事務量等の関係で間接補助を適当とする場合も、交付先に対して分配基準や審査基準を明確にした委託をすべきである。

### 【その他の意見】（規則等の遵守を通知するもの）

- （意見 6）補助対象事業を概括的ではなく具体的に特定し、要綱等に明記すべき。
- （意見 5）補助金のうち「委託金」「負担金」とすべきものがある。
- （意見 9）補助事業交付先に対し、補助対象と対象外を区別して記載するよう指導すべき。
- （意見 11）割高な金額の支出費目は、その明細及び領収書の提出・確認が必要。
- （意見 12）交付先の決算状況及び繰越金の有無・金額の調査・確認を励行すべき。

## 2. 公募化について

補助金の公募化については、平成 23 年 9 月の包括外部監査において、

「公募制の補助金については、補助交付要綱上も公募制であることを明記すべきである。また、補助の趣旨・目的から公募制であるべき補助金の交付要綱が、特定団体に対する交付要綱として規定されている要綱は、直ちに改正・改善の必要がある。」

との指摘を受けています。

補助金は、法令に基づくものや、国（県）の施策に基づき、国（県）から補助を受けて実施するものを除き、地方自治体がその公益性を認め、独自の判断によって支出するものです。

この判断の過程において、同様の事業を行う団体が複数あり、ある団体には補助を交付するが別の団体には交付しないというような、恣意的な判断がされてはなりません。補助対象団体の選定に際して公平性が担保されていることは、行政の透明性を確保するための、重要な要素となります。

この「補助の公平性」を担保するためには、その趣旨・目的等から公募制であるべき補助が、公募化されていることが必要です。このため、各局が所管する補助金について、公募制の導入が適当であるにもかかわらず非公募となっているものがないか検証を行い、所管する補助金の積極的な公募化を行うこととします。

また、検証の結果、公募制に馴染まないとの判断により非公募とする場合は、その理由を「補助金調書」等において公表することにより、市民に説明することとします。

※ 公募による補助金については、平成 24 年 10 月 26 日付財調第 112 号にての交付要綱・要領の市 HP への掲載を通知しているところです。

このことについては、平成 23 年 9 月の包括外部監査において「補助金についての市民に広報されている情報量は極めて少ない。補助金の全貌を市民に広報するためには、少なくとも、外郭団体や建設費に対する補助金に関する情報もホームページに掲載すべきである。」「補助金執行の実情を知るためには交付要綱を読むことが必要であるから、交付要綱もホームページに掲載すべきである。とくに公募制の補助金については、市民に等しく補助金申請の機会を与えるために要件や応募期間等が分かる交付要綱・要領と同等の情報を広報すべきである。」との意見を受けています。

【公募に馴染まない補助金の例】

- ・ 法令等により補助対象が特定されているもの。
- ・ 当該補助事業を行っている又は補助目的を達成し得る団体が限定されているもの。
- ・ 他の補助制度等を受けていることが前提となっている上乗せの補助金

など

(まとめ)

- ◆ 公募制であるべき補助金が非公募となっていないか検証を行う。  
(積極的な公募化)
- ◆ 公募によることとした補助金は、要綱を改正して公募である旨を明記し、  
交付要綱・要領を市 HP で公表する。
- ◆ 検証の結果、公募制に馴染まないとの判断により非公募とする場合は、  
その理由を「補助金調書」等において公表する。

### 3. 終期について

#### (1) 終期の設定について

終期の設定については、平成 23 年 9 月の包括外部監査において、

「補助金交付規則を改正のうえ、交付要綱には終期設定を規定することを義務付け、終期設定の原則化を図ることが必要である。」

「事業自立化の促進、補助効果の見直し等による定期的な検証を実施すべきである。」

との意見を受けています。

福岡市補助金交付規則第 3 条が定めるように、補助金の執行は「補助金が市税その他の貴重な財源でまかなわれているものであることに特に留意し、補助金の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならない」ものです。

そのため、補助金の交付のためには、交付開始時だけでなく、その後も継続的にチェックしていく必要があります。

しかし、現状として、本市補助金の中には、制度開始から長期にわたり継続しているものもあります。効果の検証等を伴わない補助金の継続的な支出は、交付の固定化、既得権化にも繋がりがねません。

このため、全ての補助金（補助制度が条例化されているものを除く）の交付要綱について、事業の自立を促すため、補助効果の検証を行い、見直しを行う契機を設けることを目的に、各補助金の支出の根拠となっている補助金交付要綱・要領に「終期」を設定するものとします。（要綱の附則に終期を設けます。）

政策推進プラン及び行財政改革プランの計画期間との連動性を考慮し、終期は平成 25 年度から 28 年度までの 4 年間の間に設定するものとします。（このため、現行の補助金及び新設される補助金の交付要綱には、原則として最長で平成 28 年度末までの終期が設定されることとなります。単年度で終了する補助金や、非常に短期的に効果を問われる補助金の要綱については、より短期の終期を設定してください。

なお、補助金の効果等の定期的な検証は、現行の補助金を、より効果の高い仕組みに改正することや、真に補助が必要な事業が補助・助成を受ける機会を失うことを防ぐことにも繋がり、行政サービスの向上にも資するものとなります。

## （２）終期を迎えた要綱の継続に関する検証

終期を迎えた補助金交付要綱・要領について、終期の到来が当該補助制度の自動的な終了を意味するものではなく、下記の視点から継続の必要性を検証します。

検証の結果、継続の必要性が認められるものについては、（３）に示す必要な手続きを経ることで、継続できるものとします。

なお、継続の必要性の検証及び継続の可否の判断については、当該補助金の所管局において行います。

### 【 継続に関する検証の視点 】

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※ 各所管局による継続の可否の判断は、翌年以降の予算編成における予算措置を保証するものではありません。

## （３）継続する判断をした要綱の、継続にあたっての手続き

各所管局における検証の結果、継続が必要と判断した補助金交付要綱については、延長理由の明確化、市民への説明責任を果たすことを目的として、例年、財政調整課が集約して市ＨＰ上で公表（５月頃）している「補助金調書」において、補助制度を延長する理由を公表することとします。

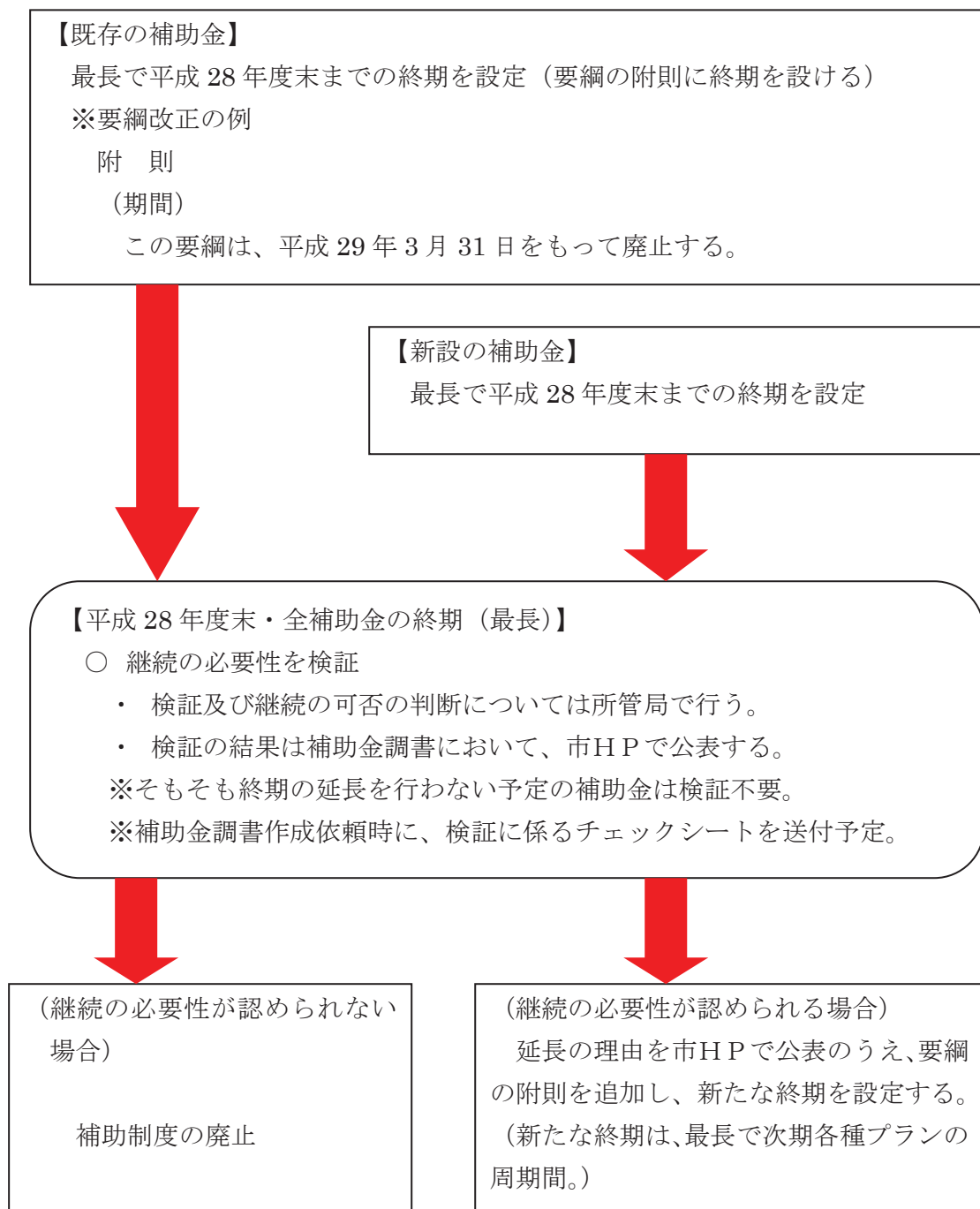
また、補助制度継続について公表することは、補助金の交付を受ける団体等にとっても、公金による支援を受けていることの自覚や緊張感が生まれ、より高い効果が得られることも期待できます。

なお、要綱・要領を継続する場合においては、最長でも、次期各種プランのサイクル（４年後を想定）にあわせることとしますが、そのことは再度継続の判断を行うことを妨げるものではありません。

(まとめ)

- ◆ 全ての補助金（補助制度が条例化されているものを除く）の交付要綱・要領において、終期を設定する。  
新設される補助金も含め、終期は原則として最長で平成 28 年度末までとする。
- ◆ 終期を迎えた要綱は、継続の必要性を検証し、検証の結果、必要性が認められるものについては、その理由を明確にし、「補助金調書」において市 HP 上で公表することで、終期を延長することができる。

(フロー図)



## 4. 直接補助と間接補助

補助金の直接・間接の区別については、平成 23 年 9 月の包括外部監査において、

「実績報告審査の信頼確保のためには、直接補助を原則とすべきであり、事務量等の関係で間接補助を適当とする場合も、交付先に対して分配基準や審査基準を明確にした委託をすべきである。」

との意見を受けています。

このため、補助については、原則として市が直接事業実施主体に交付する「直接補助」を基本とし、事務量等の関係からやむを得ない場合についてのみ、「間接補助」を行えるものとします。

ただし、間接補助は、市が補助対象とした団体等からさらに各構成団体等に再交付されるという性格上、直接補助と比べ補助基準や使途の不透明化にも繋がりやすいものですから、現在、間接補助を行っているものについては、直接補助への切り替えを検討のうえ、事務量等の関係でやむを得ない場合についてのみ、以下の条件のもと、間接補助を行うことができることとします。

### 【 間接補助実施の条件 】

- ① 要綱において、再交付先への配分基準や審査基準を明記するとともに、一義的な補助対象団体が、当該基準を遵守し再交付すること。
- ② 各要綱において定める配分基準や審査基準は、市の基準（補助金交付規則、本ガイドライン等）に準じたものであること。
- ③ 間接補助とする理由を「補助金調書」等において公表することで、対外的な説明責任を果たすこと
- ④ 実績報告にあたっては、再交付実績に加え、再交付先における事業実績も併せて報告すること。

なお、団体が行っている事業が、市自身の事業である場合は、補助金としての支出ではなく、委託事業として実施することについても検討してください。

同様に、法令・協定・覚書等に基づく応分負担として支出されるものについては、負担金として支出してください。

### (まとめ)

- ◆ 本市の補助金は、直接補助を基本とし、事務量等の関係から、やむを得ない場合についてのみ、一定の条件のもと、間接補助を行える。

【参 考】

例年、5月頃に全ての補助金で作成し、市HP上に掲載している「補助金調書」は、P8の「現行」から、P9の「ガイドライン策定後」に様式が変更されます。

現行

補助金調書

|                                       |                                                                                            |                        |      |              |                                     |
|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------|--------------|-------------------------------------|
| 補助金名                                  |                                                                                            |                        |      | 担当課<br>(連絡先) | 局 部 課<br>(TEL )                     |
| 交 付 先                                 | <input type="checkbox"/> 個人<br><input type="checkbox"/> 団体                                 | 【団体名・種別等】              |      | 区分           | その他の補助金<br>外郭団体等への補助金<br>建設費に対する補助金 |
| 交付先決定方法                               | <input type="checkbox"/> 公募<br><input type="checkbox"/> 非公募                                | (公募の場合)<br>公募時期        |      |              |                                     |
| (公募の場合)<br>応募要件                       |                                                                                            |                        |      |              |                                     |
| 補助開始年度                                | 年度                                                                                         | 経過年数                   | 年度   |              |                                     |
| 補助金の目的<br>及び<br>補助対象事業                |                                                                                            |                        |      |              |                                     |
| 交付対象経費及び<br>補助金の算定方法<br>等             | <input type="checkbox"/> 定額<br><input type="checkbox"/> 定率<br><input type="checkbox"/> その他 | 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 |      |              |                                     |
| 交付状況等<br>【上段:交付件数】<br>【下段:決算】<br>(※1) | 当該年度                                                                                       | 前年度                    | 前々年度 | 前々々年度        |                                     |
|                                       | 件                                                                                          | 件                      | 件    | 件            |                                     |
|                                       | 千円                                                                                         | 千円                     | 千円   | 千円           |                                     |
| 前年度補助事業<br>の主な実施概要                    |                                                                                            |                        |      |              |                                     |
| 補助金交付<br>による効果                        |                                                                                            |                        |      |              |                                     |

# ガイドライン策定後

## 補助金調書

|                                                 |                                                                                            |                        |      |              |                                     |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------|--------------|-------------------------------------|
| 補助金名                                            |                                                                                            |                        |      | 担当課<br>(連絡先) | 局 部 課<br>(TEL )                     |
| 交 付 先                                           | <input type="checkbox"/> 個人<br><input type="checkbox"/> 団体                                 | 【団体名・種別等】              |      | 区分           | その他の補助金<br>外郭団体等への補助金<br>建設費に対する補助金 |
| 交付先決定方法                                         | <input type="checkbox"/> 公募<br><input type="checkbox"/> 非公募                                | (公募の場合)<br>公募時期        |      |              |                                     |
| (公募の場合)<br>応募要件                                 |                                                                                            |                        |      |              |                                     |
| (非公募の場合)<br>非公募の理由                              |                                                                                            |                        |      |              |                                     |
| 補助開始年度                                          | 年度                                                                                         | 経過年数                   | 年度   |              |                                     |
| 補助金の目的<br>及び<br>補助対象事業                          |                                                                                            |                        |      |              |                                     |
| 補助金の終期                                          | 年度                                                                                         | 延長回数                   |      |              |                                     |
| 終期を延長する<br>理由                                   |                                                                                            |                        |      |              |                                     |
| 交付対象経費及び<br>補助金の算定方法等                           | <input type="checkbox"/> 定額<br><input type="checkbox"/> 定率<br><input type="checkbox"/> その他 | 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 |      |              |                                     |
| (間接補助の場合)<br>間接補助とする理由<br>及び再交付先への配<br>分基準、審査基準 | 【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】                                                                    |                        |      |              |                                     |
| 交付状況等<br>【上段:交付件数】<br>【下段:決算】<br>(※1)           | 当該年度                                                                                       | 前年度                    | 前々年度 | 前々々年度        |                                     |
|                                                 | 件                                                                                          | 件                      | 件    | 件            |                                     |
|                                                 | 千円                                                                                         | 千円                     | 千円   | 千円           |                                     |
| 前年度補助事業<br>の主な実施概要                              |                                                                                            |                        |      |              |                                     |
| 補助金交付<br>による効果                                  |                                                                                            |                        |      |              |                                     |

## 5. その他

### (1) 補助要件，補助額・補助率，補助対象経費，補助対象事業の

#### 明確化（意見 6、9）

補助対象経費等の明確化について、平成 23 年 9 月の包括外部監査において

「補助要件，補助対象範囲，補助額・補助率等を明確にし，交付要綱を定める必要がある。」

「交付先に対して，実績報告書においては，対象経費と対象外経費を区別して記載するように指導すべきである。」

との意見を受けています。

行政のあらゆる支出行為は，市税をはじめとする貴重な財源によって実施されるものであるため，補助についても当然に，補助要件や補助率・補助額が明確であることに加え，対象団体が実施する事業のうち，どの部分が公費による補助対象であるのかが明確であり，対象経費・対象事業の考え方が客観的に市民に説明できるものである必要があります。

また，いわゆる定額補助についても，定額ありきとなっているものについては，補助基準の明確化の観点から問題があります。

このことから，全ての補助について，補助要件，補助額・補助率，対象経費及び対象事業を，概括的でなく具体的に特定し，要綱等に明記してください。

※ 新設の補助金のみならず，既存の補助金についても補助要件，補助額・補助率，対象経費・対象事業が曖昧になっていないかという視点からチェックをしてください。この際、交際費，慶弔費，懇親会費，食糧費等を補助対象とする場合には，十分な検討が必要です。

補助の対象は，交付先が実施する特定事業であって，交付先の運営全般を補助対象とするものではありませんので，補助対象事業の特定、支出の目的・趣旨、対象経費は厳密・明確に規定してください。

また，補助の交付決定・確定支出に当たり，その積算が補助対象経費・補助対象事業にかかる分のみで算定されているか，要綱に照らし確認する（できる）必要があります。

このため，補助対象団体に対しては，申請時の収支・事業計画書や請求時の実績報告書の作成においては，補助対象事業と対象外事業を明確に区別して記載するよう，指導を徹底する必要があります。

## （２）適切な歳出科目での支出について（意見 5）

適切な歳出科目での支出につき、平成 23 年 9 月の包括外部監査において

「長期継続補助金中、「委託費」あるいは「負担金」とすることができるものは、「委託費」「負担金」への見直しを検討すべきである。」

との意見を受けています。

補助金に限らず、支出行為にあたっては、適切な歳出科目により支出することが求められます。

歳出科目について疑義が生じた場合は、予算科目の解釈に関する通知等を参照するなどし、適切な歳出科目により支出してください。

## （３）明細及び領収書の提出・確認について（意見 11）

補助金に係る領収書等の提出につき、平成 23 年 9 月の包括外部監査において

「工事費等の特定事業に対する補助や通常よりも割高な金額の支出については、その明細及び領収書の提出・確認が必要である。」

との意見を受けています。

実績報告の審査にあたり、報告書記載の支出費目・金額の審査のみでなく、各支出費目に対応する領収書等の確認も徹底してください。

## （４）交付先の決算状況等の確認について（意見 12）

交付先の決算状況等の確認につき、平成 23 年 9 月の包括外部監査において

「交付先団体及びその構成団体の事業全体の決算状況及び繰越金の有無・金額は、補助の必要性及び補助金額の決定の重要な参考資料であることから、この調査・確認を励行すべきである。」

との意見を受けています。

補助金は公金であるため、その支出にあたっては、対象事業における「公益性」の検討に加え、「補助の必要性」の有無・程度についても検討が必要となります。

この「補助の必要性」を判断するにあたり、交付先団体の繰越金の状況は重要な要素となります。

また、補助金が流用されずに適正に対象事業に充当されているかどうかのチェックだけでなく、補助の継続及び効果の検討や補助金額の増減変更を検討するためにも、全体の決算状況を調査・確認する必要があります。

## 6. 補助金交付規則の改正について

本ガイドラインの実効性を担保するため、補助金交付規則を以下のとおり改正しました。

施行年月日は、平成 26 年 4 月 1 日ですので、これ以降定める補助金交付要綱については、ガイドラインに沿ったものとしてください。(終期の設定、公募の旨の記載、間接補助の規定、補助対象経費の具体化など)

| 旧                                                                                                                                                                                                                                    | 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則における用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 補助金 本市が交付する補助金及び元利補給金（公共団体に対し交付するもの、地方公営企業法（昭和27 年法律第292 号）の適用を受ける会計から交付するもの及び市長が特に認めるものを除く。）をいう。</p> <p>(2) 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。</p> <p>(3) 補助事業者 補助事業を行なう者をいう。</p> | <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則における用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 補助金 本市が交付する補助金及び元利補給金（公共団体に対し交付するもの、地方公営企業法（昭和27 年法律第292 号）の適用を受ける会計から交付するもの及び市長が特に認めるものを除く。）をいう。</p> <p>(2) 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。</p> <p>(3) 補助事業者 補助事業を行<del>う</del>者をいう。</p> <p>(4) <u>間接補助金 次に掲げるものをいう。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア 市以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金の交付の目的に従って交付するもの</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 元利補給金又は元利の軽減を目的とするアの給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、元利を軽減して融通する資金</p> <p>(5) <u>間接補助事業 間接補助金の交付又は融通の対象となる事務又は事業をいう。</u></p> |
| <p>(通則)</p> <p>第 3 条 補助金に係る予算の執行は、補助金が市税その他の貴重な財源でまかなわれているものであることに特に留意し、補助金の交付の目的に従って公正かつ効</p>                                                                                                                                       | <p>(通則)</p> <p>第 3 条 補助金に係る予算の執行は、補助金が市税その他の貴重な財源で賄われているものであることに特に留意し、補助金の交付の目的に従って公正かつ効率的に行<del>わなければなら</del>ない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>率的に<u>行なわなければならない</u>。</p> <p>(補助金交付の申請)</p> <p>第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、市長に対しその定める期日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称、住所及びその営む主な事業</p> <p>(2) 補助事業の目的及び内容</p> <p>(3) 補助事業の遂行に関する収支計画及び事業計画</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 前項の申請は、様式第 1 号によるものとする。</p> <p>(補助金の交付の条件)</p> <p>第 6 条 市長は、補助金の交付の決定をする場合には、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p> <p>(1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けべきこと。</p> | <p>2 市長は、補助金ごとに終期を設けて、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) <u>補助金の交付の目的</u></p> <p>(2) <u>補助事業</u></p> <p>(3) <u>補助金の交付の対象となる経費</u></p> <p>(4) <u>公募を行う補助金にあつては、補助事業者の公募に関する事項</u></p> <p>(5) <u>間接補助金にあつては、間接補助金の交付又は融通に関する事項</u></p> <p>(6) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>(補助金交付の申請)</p> <p>第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、市長に対しその定める期日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称、住所及びその営む主な事業</p> <p>(2) 補助事業の目的及び内容</p> <p>(3) 補助事業の遂行に関する収支計画及び事業計画</p> <p>(4) <u>間接補助金を交付し、又は融通する者にあつては、間接補助金を交付し、又は融通する基準(第6条において「交付基準」という。)及び間接補助事業の実績を審査する基準(同条において「審査基準」という。)</u></p> <p>(5) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 前項の申請は、様式第1号によるものとする。</p> <p>(補助金の交付の条件)</p> <p>第 6 条 市長は、補助金の交付の決定をする場合には、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p> <p>(1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けべきこと。</p> <p>(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けべきこと。</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(2) 補助事業を中止し，又は廃止する場合においては，市長の承認を受けるべきこと。</p> <p>(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては，すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。</p> <p>2・3 略</p> | <p>(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては，すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。</p> <p><u>(4) 間接補助金を交付し、又は融通する者にあつては、交付基準に基づく間接補助金の交付又は融通及び審査基準に基づく間接補助事業の実績の審査を行うこと。</u></p> <p>2・3 略</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|